

熊本県公報

第11709号
平成20年6月20日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定 (障害者支援総室) 1
 - 障害者自立支援法に基づく事業所の指定 (") 1
 - 指定居宅サービス事業所の指定（通所介護）..... (高齢者支援総室) 2
 - 指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防通所介護）..... (") 2
 - 道路区域の変更 (道路保全課) 2
- 公 告**
- 道路の位置指定の公告 (建 築 課) 3
 - 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示 (森林保全課) 3
 - " (") 3
 - 県有財産の売却 (管 財 課) 3
 - 第4回川辺川ダム事業に関する有識者会議の開催 (川辺川ダム総合対策課) 4
 - コンピュータネットワークシステムの賃貸借に係る入札結果 (産業支援課) 5
- 訓 令**
- 熊本県庁処務規定の一部を改正する訓令 (人 事 課) 5
 - 熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 (") 6
 - 熊本県職員単身寮管理規程の一部を改正する訓令 (") 7
 - 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (") 7
 - 熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令 (") 7
 - 庶務事務の集中処理に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (") 7
- 登 載 依 頼**
- くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議の開催 (交通・くらし安全課) 9

告 示

熊本県告示第589号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
平成さくら薬局 熊本市萩原町 17-25	株式会社 祐心 熊本市萩原町 17-25	平成20年6月1日

熊本県告示第590号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
ふい〜んど 山鹿市鹿央町千田 909-1	社会福祉法人 はなぶさ会 山鹿市鹿央町千田 909-1 富田 正剛	平成20年 6月12日	4310500154	自立訓練 (生活訓練)

熊本県告示第 591 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
風の木苑デイサービスセンター 熊本市西原一丁目 11 番 63 号	社会福祉法人永幸福社会	平成 20 年 6 月 12 日

熊本県告示第 592 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
風の木苑デイサービスセンター 熊本市西原一丁目 11 番 63 号	社会福祉法人永幸福社会	平成 20 年 6 月 12 日

熊本県告示第 593 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考		
主要地方道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字今別府 2738 番 1 地先から 同町大字一武字踊場 2202 番 16 地先まで	前	5.8 ～ 18.6	1,638.0	緊道整 (交安)		
			後	5.8 ～ 18.6	1,638.0			
				8.0 ～ 31.1	1,912.0			
一般国道	219 号	球磨郡錦町大字一武字今別府 2737 番 2 地先から 同町大字一武字足洗川 1320 番地先まで	前	18.1 ～ 31.7	14.2	緊道整 (交安)		
			後	18.1 ～ 41.8	14.2			
		同所	球磨郡球磨村大字一勝地丁字上村 422 番 56 地先から	前	13.1 ～ 21.6	231.3	国防災	
				後	14.2 ～ 73.5	231.3		
			同所	434 番地先まで	前	13.1 ～ 21.6		231.3
					後	14.2 ～ 73.5		231.3

2 区域を変更する期日 平成20年6月20日

公 告

熊本県公告第458号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町曲野1075番地3
- 2 築造者の氏名 宮田允文
- 3 道路の位置 宇城市松橋町両仲間字鳥嶋420番7及び同420番8
- 4 道路の幅員 5.01メートル
- 5 道路の延長 34.00メートル
- 6 指定年月日 平成20年6月6日
- 7 指定番号 宇城景建第9号

熊本県公告第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山都町役場に掲示する。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
熊谷 サツ子、興柁 時義、藤島 静馬、興柁 計、興柁 輝昭、興柁 隆美、興柁 武夫、穴見 近喜、飯星 城、山下 茂、山下 ワサ、田代 重利、小崎 義實
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成20年5月28日付け熊本県告示第520号による。

熊本県公告第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山都町役場に掲示する。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
桐原 幸保、古川 雅己、桐原 マツヨ、岩下 寅熊、津留 亀藏、岩下 善次、岩下 寅熊、飯星 仙八、相馬 松太、衛藤 末熊、相馬 今朝熊、岩下 シズ、飯星 カジユ、飯星 亀彦、谷川 政之十、谷川 浅芳、谷川 ハル、谷川 鶴彦、安達 武喜、今村 俊男、片岡 源作、榎木野 格三郎、桐原 ニキ、相馬 又五郎、高原 豊丸、石井 盛男、後藤 末留、甲斐 一男、下田 茂、下田 嘉男、桐原 智、田上 紋三郎、岩下 ヨシ子、興柁 幸光、岩下 政吉、古庄 逸太郎、工藤 マス、吉田 浩治、桐原 敏行、下田 存、今村 亀彦、今村 洋二郎、佐藤 信雄、甲斐 知恵、羽佐間 佐太郎、工藤 寛八、徳永 金治、佐藤 守、田中 勳、藤川 幸一、今村 信行、橋本 敏男、工藤 ユキヨ、馬原 昭徳、後藤 琢雄、笠 誠男、中川 豊昭
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成20年5月28日付け熊本県告示第521号による。

熊本県公告第461号

県有財産を次のとおり売却する。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所 在 宇城市三角町三角浦字首入338番9
宇城市三角町三角浦字首入340番5
地 目 宅地

- 地 積 合 計 200.90㎡
最低売却価格 1,270,000 円
- 2 入札期日
平成 20 年 7 月 18 日（金）午前 11 時
 - 3 入札場所
宇城市三角町三角浦 1160-39 熊本県三角港管理事務所
 - 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
 - 5 開札期日 入札終了後即時
 - 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
 - 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 (2) 破産者で復権を得ない者
 (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
 - 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 20 年 7 月 16 日（水）午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
 - 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1) 個人の場合 印鑑証明書
 (2) 法人の場合 印鑑証明書
 (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
 - 10 その他
 (1) 契約締結期限 平成 20 年 7 月 31 日（木）午後 5 時
 (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 (3) 契約締結場所 別途指定する。
 (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
 (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 462 号

第 4 回川辺川ダム事業に関する有識者会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成 20 年 6 月 27 日（金）
午後 4 時 00 分から
- 2 開催場所
東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号
虎ノ門パストラルホテル 4 階 ミント
- 3 議題
 (1) 環境について
 (2) その他
- 4 傍聴者の定員
15 人
- 5 傍聴手続
 (1) 川辺川ダム事業に関する有識者会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の 30 分前から 10 分前までに受付を行うこと。
 (2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
 (3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県地域振興部川辺川ダム総合対策課

電話番号 096-333-2139

熊本県公告第 463 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
コンピュータネットワークシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県産業技術センター
熊本市東町三丁目 11 番 38 号
- 3 落札者を決定した日
平成 20 年 5 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTT ファイナンス株式会社 南九州支店
熊本市花畑町 4-1
- 5 落札金額
897,330 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 20 年 4 月 14 日

訓 令

熊本県訓令第 39 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲 29 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 健康福祉部社会福祉課の項中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とし、同表同部医療政策総室の項第 5 項部（局）長専決事項の欄第 2 号中「又は准看護師」を削り、同項同欄中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 准看護師の免許の取消し、業務の停止又は戒告を命ずること。

別表第 3 環境生活部食の安全・消費生活課の項第 4 項第 10 号を次のように改める。

	(10) 熊本県消費生活条例(昭和52年熊本県条例第51号)の施行に関すること。	1 同条例第 50 条第 1 項又は第 2 項の規定による公表をすること。 2 同条例第 52 条の規定により要請をし、又は協力を求めること。	1 同条例第 13 条第 1 項、第 25 条、第 28 条、第 35 条又は第 36 条の規定による勧告をすること。 2 同条例第 21 条第 3 項の規定による指導又は助言を	1 同条例第 12 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による調査をすること。 2 同条例第 21 条第 2 項の規定による届出を受理すること。
--	--	--	--	---

				すること。 3 同条例第 22 条の規定による県の基準の設定、変更又は廃止をすること。 4 同条例第 34 条第 1 項の規定による指定をし、又は同条第 2 項の規定による指定の解除をすること。	3 同条例第 39 条第 1 項の規定による調査、助言、あつせんその他の措置に関すること。 4 同条例第 39 条第 2 項の規定により資料の提出又は説明を求めること。 5 同条例第 39 条第 3 項の規定による熊本県消費者苦情処理委員会のあつせん又は調停に関すること。 6 同条例第 49 条第 1 項の規定により資料の提出若しくは説明を求め、又は立入調査等を行うこと。	
--	--	--	--	---	--	--

別表第 3 商工観光労働部労働雇用総室の項第 11 項第 3 号中「職業能力開発審議会」を「労働審議会」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県産業人材育成室設置規程（平成 18 年熊本県訓令第 32 号）の一部を次のように改正する。
 第 2 条第 3 号中「職業能力開発審議会」を「労働審議会」に改める。

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員住宅管理規程（昭和41年熊本県訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「職員課長」を「総務事務センター長」に改める。

別表中「本渡市」を「天草市」に改める。

別記第2号様式中「昭和」を削る。

別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

熊本県訓令第41号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員単身寮管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員単身寮管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員単身寮管理規程（昭和46年熊本県訓令第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員課長」を「総務事務センター長」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

熊本県訓令第42号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

労 働 委 員 会 事 務 局

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「部」を「部（局）」に改める。
第5条第6項中「職員課担当」を「総務事務センター担当」に改める。
第7条第2項中「職員課長」を「総務事務センター長」に改める。
第15条第1項中「室）」を「室・センター）」に改める。
第22条中「職員課」を「総務事務センター」に改める。
第28条第1項、第30条並びに第31条第1項及び第2項中「職員課長」を「総務事務センター長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

熊本県訓令第43号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県環境立県推進室設置規程（平成12年熊本県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

（5）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に関すること。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

熊本県訓令第44号

本庁各部課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

庶務事務の集中処理に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成20年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

庶務事務の集中処理に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(熊本県立保育大学校処務規程の一部改正)

第1条 熊本県立保育大学校処務規程(昭和30年熊本県訓令第427号)の一部を次のように改正する。

第6条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「前5号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県港管理事務所処務規程の一部改正)

第2条 熊本県港管理事務所処務規程(昭和30年熊本県訓令第605号)の一部を次のように改正する。

第4条第12号中「すること」の次に「(熊本県熊本港管理事務所を除く。)」を加え、同条第17号中「前5号」を「第12号から前号まで」に改める。

(熊本県立清水が丘学園処務規程の一部改正)

第3条 熊本県立清水が丘学園処務規程(昭和31年熊本県訓令第1233号)の一部を次のように改正する。

第6条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前5号」を「第13号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

(熊本県産業技術センター処務規程の一部改正)

第4条 熊本県産業技術センター処務規程(昭和31年熊本県訓令第1248号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項第17号中「前5号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第18号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県立職業能力開発校処務規程の一部改正)

第5条 熊本県立職業能力開発校処務規程(昭和33年熊本県訓令甲第33号)の一部を次のように改正する。

第6条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「第20号から第23号まで」を「第19号から第22号まで」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第18号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県出納局処務規程の一部改正)

第6条 熊本県出納局処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1課長専決事項の欄中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県林業研究指導所処務規程の一部改正)

第7条 熊本県林業研究指導所処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第34号)の一部を次のように改正する。

第6条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前5号」を「第13号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部改正)

第8条 熊本県精神保健福祉センター処務規程(昭和47年熊本県訓令第86号)の一部を次のように改正する。

第5条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前5号」を「第13号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県自動車税事務所処務規程の一部改正)

第9条 熊本県自動車税事務所処務規程(昭和49年熊本県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前6号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県福祉総合相談所処務規程の一部改正)

第10条 熊本県福祉総合相談所処務規程(平成元年熊本県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第6条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前5号」を「第13号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部改正)

第11条 熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程(平成10年熊本県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第30号を削り、第31号を第30号とし、第32号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県熊本県税事務所処務規程の一部改正)

第12条 熊本県熊本県税事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

（熊本県熊本農政事務所処務規程の一部改正）

第13条 熊本県熊本農政事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各課共通に関する事項の項第30号中「第20号」を「第22号」に改め、同項総務課に属する事項の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

（熊本県熊本土木事務所処務規程の一部改正）

第14条 熊本県熊本土木事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項総務課に属する事項の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

（くまもと県民交流館処務規程の一部改正）

第15条 くまもと県民交流館処務規程（平成14年熊本県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第5条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「前5号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第18号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

登載依頼

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議公告第1号

平成20年度くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議を次のとおり開催する。

なお、当会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年6月20日

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議会長

- 1 開催日時
平成20年6月30日（月）
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水道町14-1
メルパルク熊本
- 3 議題
(1) 平成19年度の活動実績及び平成20年度の活動計画案について
(2) 県の犯罪情勢及び県民会議構成員・行政の取組みについて
(3) 活動事例報告
(4) 意見交換
(5) その他
- 4 傍聴者
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議事務局（熊本県環境生活部交通・くらし安全課）
（電話 096-333-2293）

